天 理 市 農 業 委 員 会　 議 事 録

・日　　時　　令和６年２月８日（木）午後１時56分～午後２時26分

・出席委員

　（農業委員）

１番　　　西　　悦子　　　　　　　　２番　　 岸本　誠行

３番　　　門𦚰　由喜子　　　　　　　４番　　 安井　義昌

５番　　　松井　義憲　　　　　　　　６番　　 川畑　　稔

７番　　　木村　　晃　　　　　　　　９番　 　藪内　清光

 １０番 　 西口　恵紹　　　　　　　１１番　　 上田　喜史

１２番 　 　中井　順一

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　東田　行三　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

前栽地区　　谷　　昭良　　　　　　井戸堂地区　　松本　和成

二階堂地区　　藏本　純次　　　　　　　朝和地区　　奥野　雅信

　朝和地区　　石井　照夫　　　　　　　櫟本地区　　奥出　善嗣

　柳本地区　　杉田　義正　　　　　　　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

・事務局職員

　　　事務局長　　奥田　　彰

・欠席委員

（農業委員）８番　榎堀　秀樹

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第４条に関する許可申請について

議案第３号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第４号　　農用地利用集積等促進計画案について

議案第５号　　その他

　　　　　　　　①市街化区域の専決処分について（報告）

②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

事務局長（奥田　彰）

委員の皆様、本日は何かとお忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。定例の時間より早いですが、皆さんお揃いですので、ただ今より２月定例委員会を開催いたします。

　本日、榎堀委員から欠席の連絡を受けております。本日出席の農業委員は11名で、委員会は成立しております。

　次に、委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

　それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行を議長にお願いいたします。

議長（松井義憲）

　皆さん、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。また、先月末の「最適化の研修会」並びに「北和の農を考えるつどい」にも多数ご参加いただきありがとうございます。それでは早速ですが、議事に入っていきたいと思います。

まず、２月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させて

いただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　ご同意いただきましたので４番　安井委員と、６番　川畑委員にお願いいたします。

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局長（奥田　彰）

　本日は私の方から議案説明をさせていただきます。

　それでは、議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」９件について説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、譲渡人の農業経営縮小を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の２ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は１番表記のとおりです。

２番申請は、譲渡人が高齢で耕作出来ない事を事由とする所有権移転の贈与です。

場所の地図は、議案書の２ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

３番申請は、譲渡人が耕作出来ない事を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の３ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は３番表記のとおりです。

４番申請は、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の３ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は４番表記のとおりです。

５番申請は、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の４ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番表記のとおりです。

６番申請は、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の４ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は６番表記のとおりです。

７番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の５ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は７番表記のとおりです。

８番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の５ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は８番表記のとおりです。

９番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の６ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は９番表記のとおりです。

以上、９件の申請は農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に

必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、ご承認いただきましたので、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第４条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局長（奥田　彰）

議案第２号　農地法第４条に関する許可申請１件について説明させていただきます。

議案書７ページをご参照願います。申請につきましては、令和６年１月31日に榎堀委員とともに農地現地調査を行いました。資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、農業用倉庫及び道路を転用目的としています。

申請者及び申請地は、１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、第２種農地で農地転用可能であり、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第４条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

　次に、議案第３号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局長（奥田　彰）

議案第３号　農地法第５条に関する許可申請１件について説明させていただきます。議案書８ページをご参照願います。１月31日に榎堀委員とともに農地現地調査を行いました。資料番号２の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、青空資材置場を転用目的とする所有権移転の売買です。

申請者及び申請地は、１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、上下水道の整備された沿道の区域で、教育施設・医療施設が500ｍ以内に存する区域にある第３種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため問題ないと考えます。

以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画案」について、事務局より説明願います。

事務局長（奥田　彰）

議案第４号　農用地利用集積等促進計画案について、説明いたします。

議案書９ページをご覧ください。

本促進計画案は、すでに「なら担い手・農地サポートセンター」に登録されている農地を、受け手登録された担い手に配分するものであります。

各対象農地は既にサポートセンターに貸出し登録済みですが、耕作者である担い手が事情により変更されることに伴って、サポートセンターから新たな耕作者に貸付けるものであります。

対象農地の地番、面積及び耕作者の住所、氏名は議案書に表記するとおりです。

水田として利用する使用貸借です。

以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　それでは、農用地利用集積等促進計画案についてご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第５号　その他①１月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局長（奥田　彰）

議案第５号　その他①　１月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたしま

す。資料番号３をご参照ください。令和６年１月分の市街化区域 転用届出といたし

まして、４条届出は貸青空駐車場１件633㎡、５条届出が青空資材置場１件2822.87㎡、戸建住宅１件178㎡及び一戸建て住宅１件254㎡でした。

市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「１月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

次に、議案第５号　その他②　生産緑地地区の取得の斡旋依頼について、事務局より報告願います。

事務局長（奥田　彰）

議案第５号　その他②　生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていた

だきます。天理市より農業委員会に生産緑地地区の取得の斡旋依頼がまいりました。

４件４筆の買取り申出となっております。それぞれ農地の所在地等と場所の地図

をつけておりますのでご確認ください。

買取り希望をされる方がおられましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、回答期限の都合上、期間が短いですが、２月20日までに農業委員会事務局ま

でご連絡いただきますようお願いいたします。買取り希望がない場合は連絡不要とさ

せていただきます。

　以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、説明がありました、生産緑地地区の取得の斡旋について、何かご質問等

はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、買取り申出の希望があるようでございましたら、２月20日までに農業委員会事務局まで申し出てください。

以上をもちまして、本日の委員会の案件は全て終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。

ないようでしたら事務局の方から連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田　彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・能登半島地震義援金のご協力について

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして２月の定例委員会を閉会させていただきます。

　本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ６年 ２月 ９日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員